

H28年度 白川町妊婦健康診査公費負担について

本町では、安心・安全な妊娠、出産のため妊娠中の健診（妊婦健診）の一部を公費で助成します。受診票を利用して、医師・助産師の指示に従って健診を受けましょう。

受診票について

- 妊婦健康診査の際、受診票を医療機関に提出することで、公費負担が受けられます。
- 受診票太枠内の住所、氏名等を記入しご利用ください。
- 受診票は7種類（合計14枚）あり、それぞれの受診票で指定された検査を公費負担で受けることができます。（健診の全額を補助するものではありません。）検査項目、公費負担額一覧は、裏面の表をご参照ください。（医療機関の指示により、使用する順番が前後しても構いません。）
- 上記以外の検査等を行った場合や、受診が医療保険適用の場合は、自己負担が発生します。検査項目や費用については、医療機関窓口にお尋ねください。
- 白川町を転出された際は、この受診票は使用できません。
必ず、転出先市町村へ申し出て、受診票を交換してください。

県外医療機関・助産所に受診する場合

- 受診票（契約外医療機関用）を交付します。（7種類あります。）
- 一旦、健診費用を健診機関に支払っていただき、後日、下記の申請手続きを行ってください。

《手続き方法》

- ① 受診票（契約外医療機関用）を健診機関に提出する。（太枠内住所、氏名等は自己記入）
- ② 必要事項（健診結果、医師名、施設の名称等）を健診機関で記入していただき、用紙をもらう。
- ③ 町に申請を行う。

〔提出書類〕 妊婦健康診査費助成申請書、母子手帳妊娠経過記録欄（写）、
妊婦健康診査受診票（契約外医療機関用）、申請に係る領収書（**原本**）

- 助成額は、「委託医療機関妊婦健康診査受診票健診内容及び金額一覧」（本紙裏面参照）の各受診票の定められた金額が上限となります。
- 契約医療機関での健診がある場合は、契約医療機関用の受診票を必要枚数交付します。（助産所等に受診回数を確認してください。）
受診票の交換が必要ですので、保健福祉課へご連絡ください。

不明な点は、保健福祉課保健係までお問い合わせください。
担当 保健福祉課保健係 電話 72-2317（内線361・362）

H28年度 委託医療機関妊婦健康診査受診票健診内容及び金額一覧 (白川町)

健診回数	受診票種類 (受診票の 左上の番号)	使用時期 (週)	健診内容			金額
			基本	初回血液	子宮がん	
1	①	～12	基本	初回血液	子宮がん	19,290
2	③	～12	基本	超音波		10,450
3	②	16	基本			5,150
4	③	20	基本	超音波		10,450
5	②	24	基本			5,150
6	⑦	26	基本	ｸﾞﾙｺｰｽﾞ		9,090
7	⑤	28	基本	血算(貧血)	血糖	8,360
8	③	30	基本	超音波		10,450
9	②	32	基本			5,150
10	⑧	34	基本	GBS		8,550
11	④	36	基本	血算(貧血)		6,810
12	③	37	基本	超音波		10,450
13	②	38	基本			5,150
14	②	39	基本			5,150
合計						119,650

※受診票配布枚数 ①1枚 ②5枚 ③4枚 ④1枚 ⑤1枚 ⑦1枚 ⑧1枚 計14枚

☆GBS検査（B群溶血性連鎖球菌検査）とは・・・

この菌は、膣に常在している場合も多く、妊婦さんの10%程度はこの菌を保有しています。妊娠中にこの菌が膣内に認められると、お産の時、産道を通る際に赤ちゃんに感染して細菌性髄膜炎や敗血症、肺炎など起こすことがあります。GBS検査陽性の場合には、お産の時に感染を予防する処置を行ない、赤ちゃんの感染を予防します。(GBSを保有している妊婦さんから生まれた赤ちゃん全員にGBSが感染するという訳ではありません。感染してしまった場合も実際に感染症を発症する率は1%以下と言われています。)



健診をしっかり受けて、安心してお産を迎えてくださいね。
分かりにくいことがありましたら、お電話ください。